

# ●独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案

国土交通省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)」に基づき、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の統合並びに海技教育機構及び航海訓練所の統合を行うとともに、都市再生機構の業務の実施方法の見直しや、奄美群島振興開発基金に対する金融庁検査の導入等の措置を講ずる。

## 背景

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)

- 海上技術安全研究所・港湾空港技術研究所・電子航法研究所
- 海技教育機構・航海訓練所

➢ 平成28年4月に統合(平成26年8月政府行政改革推進本部決定)。

- 都市再生機構

➢ 居住者の居住の安定に配慮した上で、収益性が低い団地の統廃合等の加速  
 ➢ 都市再生事業について開発型SPC(特別目的会社)の活用

- 奄美群島振興開発基金

➢ 金融業務の高い公共性に鑑みた役職員の守秘義務の新設、金融庁検査の導入

## 改正の概要

### 独立行政法人の統合

- 海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所を統合

・海上技術安全研究所  
 ・港湾空港技術研究所  
 ・電子航法研究所

統合

#### 海上・港湾・航空技術研究所

➢ 海上、港湾及び航空に関する技術の研究開発等を一体的に実施。



- 海技教育機構及び航海訓練所を統合

・海技教育機構  
 ・航海訓練所

統合

#### 海技教育機構

➢ 学科と乗船実習の一貫教育、施設・教員等の相互活用によるさらなる効率的、効果的な海技教育を実施。



### 都市再生機構の業務の実施方法の見直し

- 団地の統廃合等のために現団地の近接地への建替えを可能化

- 民間事業者との共同事業を実施しやすくするために開発型SPCの活用を可能とする投資規定を追加

### 奄美群島振興開発基金のガバナンス強化

- 役職員の秘密保持義務及び罰則の新設

- 金融庁検査の導入